

四万十町地域公共交通網形成計画の策定について

1. 地域公共交通網形成計画策定のねらい

四万十町では、平成 21 年 3 月に四万十町生活交通再編基本方針を独自に策定し、持続可能な移動手段の確保策を進めてきました。具体的な取り組みとして、公共交通空白地区の解消を目的とした十和地区におけるコミュニティバスの導入（平成 22 年度）に始まり、大正地区（平成 24 年度）、窪川地区（平成 26 年度）とその範囲を拡大してきました。また、四万十町福祉タクシー・バス利用券の助成等も行い、高齢者の外出支援にも引き続き力を入れているところです。

しかし、本町において加速度的に進む少子高齢化により、バスを利用できる場所までの移動が困難となる高齢者が増加し、既存の輸送サービスでは対応しきれない事例が見受けられるようになってきました。また、学校再編に伴うスクールバスの運行や、病院が独自に運行する通院バスと公共交通網との競合、四万十川を中心とする観光利用に特化した移動手段確保など、移動そのものに関する課題の拡大を認識しているところです。

特に高齢者の移動手段確保については、生活の質に直結する重要な要素であり、移動手段の確保が困難になることで生活そのものが困窮する例を生み出してはならないことであると考えています。

国では人口減少と高齢化が進む地方都市に対する重点的施策として「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりや、持続可能な地域づくりに向けた「集落地区における拠点づくり」の考え方が求められるようになっており、急激な社会状況の変化、とりわけこれまでに経験をしたことのない人口減少社会に対応できる「移動手段ネットワークの在り方」を検討し、本町における移動手段のあるべき姿と、その実現に向けた戦略的な取り組みの整理が必要であると考えます。

そこで、四万十町で生活する全ての町民が、生活の維持に必要であり、そして生活に彩りを添えることのできる移動手段の整備、その移動手段を地域の状況に合わせて持続させていくこと、そして移動の手段と目的がつながることによる町そのものの魅力向上を実現させる体系だった戦略として「四万十町地域公共交通網形成計画」を策定します。

2. 地域公共交通網形成計画とは

地域公共交通網形成計画とは、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン（ビジョン＋事業体系を記載するもの）」としての役割を果たすもの。国が策定する基本方針に基づき、地方公共団体が協議会を開催しつつ、交通事業者等との協議の上で策定する。

まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業について記載する。

ポイント！

言い換えるなら、地域公共交通施策の「憲法」。
担当者が異動しても引き継がれ、政策の継続性確保につながり、
公共交通を着実に改善していく。

3. 地域公共交通網形成計画の構成と留意すべき事項

地域公共交通網形成計画を策定するにあたり、次の項目の記載が求められている。

① 基本的な方針

計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定める。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理する。

② 計画の区域

当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定する。

③ 計画の目標

①の基本的な方針に即して目標を設定する。

④ 事業・実施主体

目標達成のために提供されるべき公共交通サービスの全体像・具体的なサービス水準を定める。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理する。

⑤ 計画の達成状況の評価

達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てる。

⑥ 計画期間

原則 5 年程度であるが、地域の実情に合わせて設定する。

⑦ その他計画との連携

その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載する。

留意すべき事項

- ① まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ② 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
- ③ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
- ④ 住民の協力を含む関係者の連携
- ⑤ 広域性の確保
- ⑥ 具体的で可能な限り数値化した目標